

東海労の要求実現！！ 特殊健康診断は勤務扱い！！

2月29日、本社・本部間の団体交渉のあとに特殊健康診断の申し入れに対する回答がありました。

この問題は分会情報No.144でも明らかにしたように厚生労働省のホームページにも「特殊健康診断の受診に要した時間は労働時間であり、賃金の支払いが必要です」と書いてあるのに、今まで自己の時間で受けなくてはなりませんでした。そこで私たち東海労は、特殊健康診断の受診について、勤務内での受診を要求してきました。

これについて会社は「特殊健康診断の4月から特殊健康診断及び医学適正検査と兼ねて定期健康診断をする場合は、勤務扱いとなります。

今までの扱いについては関係する行政機関の指導に基づきやっているので問題ないが、一部、単独で特殊健康診断を受けていた人が、自己の時間になっていたということが発覚したので、その部分については適切に対処する。

これまで特殊健康診断及び医学適正検査と兼ねて定期健康診断を受けていた部分については、複雑な取り扱いだったので、今後は勤務扱いとするとのことでした」と回答してきました。

この変更について組合が「今までの扱いが誤りだったから今後、扱いを変えるのだろうか？」と追求しましたが、会社は「そうではない。他の組合からも要望があり、扱いが複雑だったから変えた」の一点張りでした。

どこの組合が要求したのでしょうか？

どこかの組合が「これも勝ち取った」と宣伝でもすることはないでしょうね！

今後、特殊健康診断及び医学適正検査は勤務扱いとなりますが、今まで自己の時間で受けていた時間の補償はどうするのでしょうか？会社大儲けですか？

今後も東海労は職場にあふれている問題をいち早く明らかにし、

問題解決のために闘っていきます！！